

西都市創業等支援事業補助金のご案内

西都市では、新たに創業する方や事業を引き継ぐ方に対して、最大 **100万円まで** 支援します。

事業概要



補助対象者	<p>■創業 次のいずれかに該当する者で、新たな事業所を市内に設置し、市内において新たな事業を開始すること</p> <p>個人の場合 開業届を提出する現に事業を営んでいないもの 会社の場合 新たに法人を設立する現に事業を営んでいないもの その他 既存の事業者（西都市内の移転や支店等の設置は対象外）</p> <p>■事業承継 既存の事業者から事業を引き継ぐこと(2親等以内の承継は対象外)</p>											
補助対象業種	<p>小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など ※キャバレー、スナック、バーなど一部対象とならない業種があります。</p>											
補助対象経費	<p>創業等に必要官公庁への申請書類作成等に係る経費、事業所等借入費、設備費、広報費、委託費など (事務用消耗品や日用消耗品購入費、中古購入費、親族等に支払う費用は対象外)</p>											
補助金の額	<p>対象経費の3分の2(1,000円未満切り捨て)。上限あり(補助基本額+加算額の合計まで)。 ※実績報告時に市外在住の個人、市外に本社・本店がある法人は、上記金額の2分の1(1,000円未満切り捨て)</p>											
	<table border="0"> <tr> <td>補助基本額</td> <td>50万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加算額</td> <td>補助金の交付申請日に50歳未満の者が行う創業等 または西都市地域おこし協力隊であったもので退任 から1年以内の者が行う創業等</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市で指定する業種で行う創業等</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市で指定する中心市街地エリアで行う創業等</td> <td>20万円</td> </tr> </table>	補助基本額	50万円		加算額	補助金の交付申請日に50歳未満の者が行う創業等 または西都市地域おこし協力隊であったもので退任 から1年以内の者が行う創業等	20万円		市で指定する業種で行う創業等	10万円		市で指定する中心市街地エリアで行う創業等
補助基本額	50万円											
加算額	補助金の交付申請日に50歳未満の者が行う創業等 または西都市地域おこし協力隊であったもので退任 から1年以内の者が行う創業等	20万円										
	市で指定する業種で行う創業等	10万円										
	市で指定する中心市街地エリアで行う創業等	20万円										

補助要件

- ・事業開始日以後、同一の場所で継続して2年以上事業を行うこと。
- ・事業に専念する者を1名以上配置し、週5日以上営業を行うこと。
- ・西都商工会議所または西都市三財商工会に加入し、継続的に経営指導を受けること。
- ・市税等の滞納がないこと。

※本事業には、対象者や対象経費等に関する各種要件があります。詳しくは (一社)まちづくり西都KOKOKARA(ココカラ)へお問合せください。

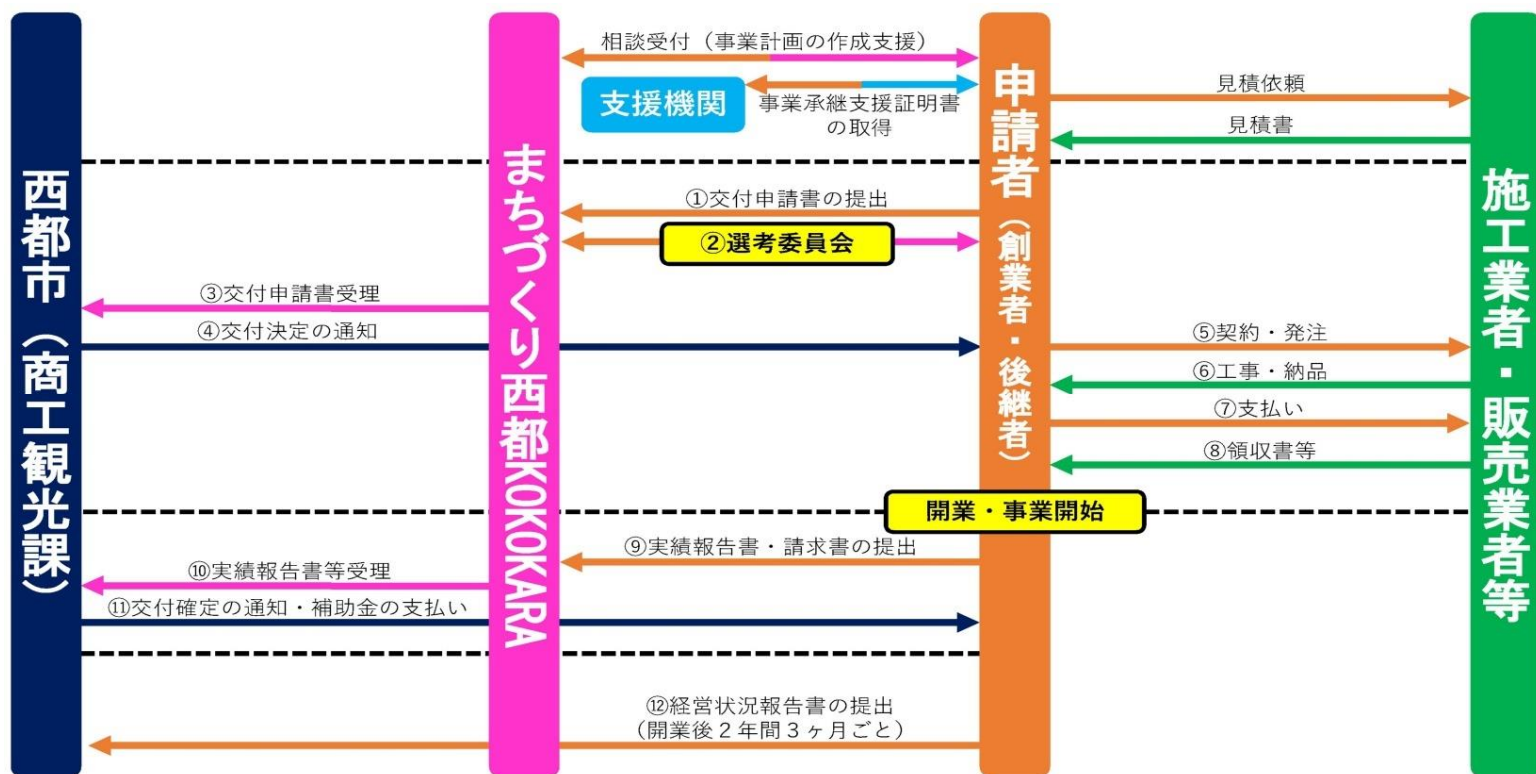
申請期間

年に5回程度を予定

※詳しい日程については、商工観光課または(一社)まちづくり西都KOKOKARA(ココカラ)へお問合せください。



手続きの流れ



その他

- ・事業申請前に必ず、(一社)まちづくり西都KOKOKARA(ココカラ)へご相談ください。
- ・募集後に選考委員会を行い、申請者には事業内容のプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・補助金の交付決定を行う前に創業の準備に着手している場合(既に関業届を提出している、事業所等の賃貸借契約を締結済み、新設工事や改装工事を既に開始しているなど)は、補助対象外となりますのでご注意ください。

申請先・お問い合わせ先

■ 一般社団法人まちづくり西都KOKOKARA(ココカラ)

〒881-0012 西都市小野崎1丁目55番地

電話:0983-32-6242

ホームページ

西都市創業等支援事業
補助金



で検索してください。